

○所沢市コミュニティ活動推進事業補助金交付要綱

平成23年3月31日

所沢市コミュニティ施設特別整備事業補助金交付要綱(昭和63年4月18日施行)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、所沢市コミュニティ活動推進事業実施要綱(平成23年4月1日施行。以下「実施要綱」という。)第3条第1項の規定に基づき、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則(昭和55年規則第20号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、補助事業を実施する地区団体とする。

(補助対象経費及び補助額等)

第3条 補助対象経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助額
施設の建設	補助事業に要する経費	(1) 新築の場合 経費の4分の3以内で市長が定める額。ただし、1000万円を限度とする。 (2) 増築及び改築の場合 経費の4分の3以内で市長が定める額。ただし、300万円を限度とする。
施設の修繕(緊急修繕を除く。)	同上	経費の4分の3以内で市長が定める額。ただし、200万円を限度とする。
施設の緊急修繕	同上	経費の4分の3以内で市長が定める額。ただし、50万円を限度とする。
備考		
1 施設の建設の事業に係る補助額の限度額は、埼玉県各市町村と地域団体との協働事業補助金交付要綱(平成23年4月1日埼玉県企画財政部長決裁)に基づく補助額が減額された場合は、第5条の補助金の交付決定に当たり、当該減額された額を差し引いた額を限度額とする。		
2 補助対象事業を実施するに当たり、各種保険の適用による保険金の給付があった場合は、補助事業に要する経費から、当該保険金の額を差し引いた額を補助対象経費とする。		

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 報償費、旅費、食料費、交際費、備品購入費(設備工事に含まれる冷暖房機器を除く。)及び公租公課
- (2) 施設及び地区団体の経常的な維持管理等に係る経費
- (3) 事業に係る一般事務費、外構工事費、土地購入費、設計料及び申請料等の経費
- (4) 施設等の解体撤去費用
- (5) その他事業の直接的費用と認めがたい経費

(補助金の交付申請)

第4条 施設の建設及び修繕(緊急修繕を除く。)に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第5条第1号及び第2号に掲げる書類のほか、実施要綱第4条各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 施設の緊急修繕に係る補助金の交付の申請をしようとする者は、3社以上の業者から徴取した見積書及び現況写真を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該申請をしたものに通知するものとする。

(補助事業内容の変更等)

第6条 前条の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第9条の補助事業等(変更、中止、廃止)申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の20パーセントを超える変更があった場合
 - (2) その他事業内容に大幅な変更があった場合
- 2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、規則第12条第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し

- (2) 補助事業完了届
 - (3) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による検査済証の写し(集会所建設に限る。)
 - (4) 埼玉県福祉のまちづくり条例(平成7年埼玉県条例第11号)第14条の規定による適合証の写し(集会所建設に限る。)
 - (5) 事業実施前及び事業完了後の当該事業の全体が分かる写真又は事業内容が分かる写真
 - (6) その他参考となる資料
- 2 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了(補助事業の廃止の場合を含む。)後30日以内又は3月末日のいずれか早い期日とする。

(財産の処分制限)

第9条 規則第18条の市長が定める期間は、不動産及びその従物にあつては10年とし、その他のものにあつては5年とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。